

防衛省訓令第28号

標準的な官職を定める省令（平成26年防衛省令第9号）本則の表10の項第1欄の規定に基づき、並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第5章の規定を実施するため、自衛官以外の隊員の官職の属する職制上の段階等に関する訓令を次のように定める。

平成26年5月30日

防衛大臣 小 野 寺 五 典

自衛官以外の隊員の官職の属する職制上の段階等に関する訓令

改正 平成26年7月24日省訓令第40号
平成26年7月31日省訓令第60号
平成26年7月31日省訓令第61号
平成27年4月10日省訓令第20号
平成27年6月26日省訓令第27号
平成27年10月1日省訓令第39号
平成27年11月27日省訓令第51号
平成28年1月29日省訓令第4号
平成28年3月28日省訓令第16号
平成28年3月31日省訓令第34号
平成28年8月8日省訓令第53号
平成29年3月31日省訓令第28号
平成29年6月23日省訓令第39号
平成29年8月9日省訓令第50号
平成29年12月27日省訓令第63号
平成30年3月26日省訓令第15号
平成30年3月30日省訓令第26号
平成30年6月27日省訓令第36号
平成30年10月17日省訓令第43号
平成31年3月20日省訓令第5号
平成31年3月29日省訓令第18号
令和2年3月25日省訓令第14号
令和2年3月30日省訓令第19号
令和2年6月29日省訓令第37号
令和2年9月30日省訓令第57号
令和3年3月16日省訓令第9号
令和3年3月31日省訓令第18号
令和3年6月30日省訓令第36号
令和3年8月30日省訓令第54号
令和4年3月15日省訓令第10号
令和4年3月31日省訓令第43号
令和5年3月15日省訓令第10号
令和5年3月31日省訓令第38号
令和5年6月30日省訓令第60号
令和5年11月30日省訓令第108号
令和6年3月19日省訓令第13号
令和6年3月29日省訓令第50号
令和6年6月27日省訓令第266号
令和6年9月27日省訓令第310号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛官以外の隊員の官職の属する職制上の段階等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 省令 標準的な官職を定める省令をいう。
- (2) 一般行政 省令本則の表 1 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (3) 研究 省令本則の表 2 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (4) 研修又は教育 省令本則の表 3 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (5) 医療 省令本則の表 4 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (6) 調剤 省令本則の表 5 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (7) 栄養管理 省令本則の表 6 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (8) その他医療技術 省令本則の表 7 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (9) 看護 省令本則の表 8 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (10) 看護教育 省令本則の表 9 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (11) 技能及び労務 省令本則の表 10 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (12) 政策企画立案等支援 省令本則の表 11 の項第 1 欄に掲げる職務の種類をいう。
- (13) 部局又は機関等 省令本則の表第 2 欄各号に掲げる部局又は機関等をいう。
- (14) 2 級、3 級、4 級、5 級、6 級、7 級又は 8 級 それぞれ一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）別表第 1 イ行政職俸給表(一)の職務の級 2 級、3 級、4 級、5 級、6 級、7 級又は 8 級をいう。
- (15) 行(二) 4 級 一般職給与法別表第 1 ロ行政職俸給表(二)の職務の級 4 級をいう。
- (16) 研 3 級又は研 5 級 一般職給与法別表第 7 研究職俸給表の職務の級 3 級又は 5 級をいう。
- (17) 医(二) 1 級、医(二) 2 級、医(二) 3 級、医(二) 4 級又は医(二) 5 級 それぞれ一般職給与法別表第 8 ロ医療職俸給表(二)の職務の級 1 級、2 級、3 級、4 級又は 5 級をいう。
(一般行政)

第 3 条 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 1 号に掲げる部局又は機関等（以下「内部部局等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階（以下「内部部局等の職制上の段階」という。）は、別表第 1 の 1 のとおりとする。

- 2 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 1 の 2 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 2 において「防衛人事審議会」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係並びに省令本則の表 1 の項第 3 欄第 8 の 2 号の防衛大臣の定める官職は、別表第 1 の 2 のとおりとする。
- 3 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 2 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 2 の 2 において「防衛大学校等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第 1 の 2 の 2 のとおりとする。
- 4 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 3 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 3 において「幕僚監部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第 1 の 3 のとおりとする。
- 5 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 4 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 4 において「陸上総隊司令部等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第 1 の 4 のとおりとする。
- 6 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 5 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 5 において「第 5 号陸上自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第 1 の 5 のとおりとする。
- 7 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 6 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 6 から別表第 1 の 8 において「第 6 号陸上自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 陸上総隊直轄部隊及び防衛大臣直轄部隊 別表第 1 の 6
 - (2) 次に掲げる部隊又は機関が所在する駐屯地に置かれる駐屯地業務隊 別表第 1 の 7
 - イ 陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部又は旅団司令部
 - ロ 団本部
 - ハ 学校
 - ニ 補給処
 - ホ 2 以上の連隊若しくは群又はこれらに準ずる部隊
- (3) 前号以外の駐屯地業務隊 別表第 1 の 8

- 8 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 7 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 9 において「第 7 号陸上自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の

段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の9のとおりとする。

- 9 省令本則の表1の項第2欄第8号に掲げる部局又は機関等（別表第1の10において「地方総監部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の10のとおりとする。
- 10 省令本則の表1の項第2欄第9号に掲げる部局又は機関等（別表第1の11において「自衛艦隊司令部等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の11のとおりとする。
- 11 省令本則の表1の項第2欄第10号に掲げる部局又は機関等（別表第1の12において「第10号海上自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の12のとおりとする。
- 12 省令本則の表1の項第2欄第11号に掲げる部局又は機関等（別表第1の13において「第11号海上自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の13のとおりとする。
- 13 省令本則の表1の項第2欄第12号に掲げる部局又は機関等（別表第1の14において「第12号海上自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の14のとおりとする。
- 14 省令本則の表1の項第2欄第13号に掲げる部局又は機関等（別表第1の15において「航空総隊司令部等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の15のとおりとする。
- 15 省令本則の表1の項第2欄第14号に掲げる部局又は機関等（別表第1の16において「航空団等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の16のとおりとする。
- 16 省令本則の表1の項第2欄第15号に掲げる部局又は機関等（別表第1の17において「第15号航空自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の17のとおりとする。
- 17 省令本則の表1の項第2欄第16号に掲げる部局又は機関等（別表第1の18において「第16号航空自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の18のとおりとする。
- 18 省令本則の表1の項第2欄第17号に掲げる部局又は機関等（別表第1の19において「第17号航空自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の19のとおりとする。
- 19 省令本則の表1の項第2欄第18号に掲げる部局又は機関等（別表第1の20において「自衛隊情報保全隊等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の20のとおりとする。
- 20 省令本則の表1の項第2欄第19号に掲げる部局又は機関等（別表第1の21から別表第1の24までにおいて「学校」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 統合幕僚学校 別表第1の21
 - (2) 陸上自衛隊に置かれる学校 別表第1の22及び別表第1の22の2
 - (3) 海上自衛隊に置かれる学校 別表第1の23
 - (4) 航空自衛隊に置かれる学校 別表第1の24
- 21 省令本則の表1の項第2欄第20号に掲げる部局又は機関等（別表第1の25から別表第1の30までにおいて「補給処」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 陸上自衛隊に置かれる補給処 別表第1の25
 - (2) 陸上自衛隊に置かれる補給支処 別表第1の26
 - (3) 海上自衛隊に置かれる補給処 別表第1の27
 - (4) 海上自衛隊に置かれる補給支処 別表第1の28
 - (5) 航空自衛隊に置かれる補給処 別表第1の29
 - (6) 航空自衛隊に置かれる補給支処 別表第1の30
- 22 省令本則の表1の項第2欄第21号に掲げる部局又は機関等（別表第1の31から別表第1の34までにおいて「自衛隊病院」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自衛隊中央病院 別表第1の31
 - (2) 陸上自衛隊に置かれる自衛隊地区病院 別表第1の32
 - (3) 海上自衛隊に置かれる自衛隊地区病院 別表第1の33
 - (4) 航空自衛隊に置かれる自衛隊地区病院 別表第1の34
- 23 省令本則の表1の項第2欄第22号に掲げる部局又は機関等（別表第1の35において「自衛隊地方協力本部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の35のとおりとする。
- 24 省令本則の表1の項第2欄第23号に掲げる部局又は機関等（別表第1の36において「教育訓練研究本部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の36のとおりとする。
- 25 省令本則の表1の項第2欄第24号に掲げる部局又は機関等（別表第1の37から別表第1の39までにおいて「補給統制本部等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 補給統制本部 別表第1の37
 - (2) 海上自衛隊の補給本部 別表第1の38
 - (3) 航空自衛隊の補給本部 別表第1の39
- 26 省令本則の表1の項第2欄第30号に掲げる部局又は機関等（別表第1の44において「防衛監察本部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の44のとおりとする。
- 27 省令本則の表1の項第2欄第31号に掲げる部局又は機関等（別表第1の45において「地方防衛局」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の45のとおりとする。
- 28 省令本則の表1の項第2欄第32号に掲げる部局又は機関等（別表第1の46において「第32号地方防衛事務所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の46のとおりとする。
- 29 省令本則の表1の項第2欄第33号に掲げる部局又は機関等（別表第1の47において「第33号地方防衛事務所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の47のとおりとする。
- 30 省令本則の表1の項第2欄第34号に掲げる部局又は機関等（別表第1の48において「第34号地方防衛事務所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の48のとおりとする。
- 31 省令本則の表1の項第2欄第35号に掲げる部局又は機関等（別表第1の49において「出張所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の49のとおりとする。
- 32 省令本則の表1の項第2欄第36号に掲げる部局又は機関等（別表第1の50において「防衛装備庁の内部部局」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の50のとおりとする。
- 33 省令本則の表1の項第2欄第37号に掲げる部局又は機関等（別表第1の51において「研究所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の51のとおりとする。
- 34 省令本則の表1の項第2欄第38号に掲げる部局又は機関等（別表第1の52において「試験場」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第1の52のとおりとする。
- (研究)
- 第4条 省令本則の表2の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等（別表第2の1において「内部部局」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の1のとおりとする。
- 2 省令本則の表2の項第2欄第2号に掲げる部局又は機関等（別表第2の2において「防衛研究所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の2のとおりとする。
- 3 省令本則の表2の項第2欄第3号に掲げる部局又は機関等（別表第2の3において「幕僚監部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の3のとおりとする。

- 4 省令本則の表2の項第2欄第4号に掲げる部局又は機関等（別表第2の4において「自衛艦隊司令部等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の4のとおりとする。
- 5 省令本則の表2の項第2欄第5号に掲げる部局又は機関等（別表第2の5及び別表第2の6において「自衛隊の部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。
- (1) 海上自衛隊対潜資料隊 別表第2の5
 - (2) 前号以外の部隊 別表第2の6
- 6 省令本則の表2の項第2欄第6号に掲げる部局又は機関等（別表第2の7において「航空医学実験隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の7のとおりとする。
- 7 省令本則の表2の項第2欄第7号に掲げる部局又は機関等（別表第2の8において「第7号航空自衛隊部隊」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の8のとおりとする。
- 8 省令本則の表2の項第2欄第8号に掲げる部局又は機関等（別表第2の9において「学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の9のとおりとする。
- 9 省令本則の表2の項第2欄第10号に掲げる部局又は機関等（別表第2の10において「防衛装備庁の内部部局」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の10のとおりとする。
- 10 省令本則の表2の項第2欄第11号に掲げる部局又は機関等（別表第2の11において「研究所」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の11のとおりとする。
- 11 省令本則の表2の項第2欄第12号に掲げる部局又は機関等（別表第2の12において「試験場」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第2の12のとおりとする。
- （研修又は教育）
- 第5条 省令本則の表3の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等（別表第3の1において「防衛大学校」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第3の1のとおりとする。
- 2 省令本則の表3の項第2欄第2号に掲げる部局又は機関等（別表第3の2において「防衛医科大学校」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第3の2のとおりとする。
- 3 省令本則の表3の項第2欄第3号に掲げる部局又は機関等（別表第3の3において「陸上自衛隊高等工科大学校」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第3の3のとおりとする。
- （医療）
- 第6条 省令本則の表4の項第2欄に掲げる部局又は機関等（別表第4において「防衛大学校及び自衛隊病院」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第4のとおりとする。
- （調剤）
- 第7条 省令本則の表5の項第2欄に掲げる部局又は機関等（別表第5において「防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第5のとおりとする。
- （栄養管理）
- 第8条 省令本則の表6の項第2欄に掲げる部局又は機関等（別表第6において「防衛大学校、防衛医科大学校及び自衛隊の部隊等」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第6のとおりとする。
- （その他医療技術）
- 第9条 省令本則の表7の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等（別表第7の1において「防衛大学校及び防衛医科大学校」という。）に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第7の1のとおりとする。
- 2 省令本則の表7の項第2欄第2号に掲げる部局又は機関等（別表第7の2において「自

衛隊の部隊等」という。)に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第7の2のとおりとする。

(看護)

第10条 省令本則の表8の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等(別表第8の1において「防衛大学校及び防衛医科大学校」という。)に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第8の1のとおりとする。

2 省令本則の表8の項第2欄第2号に掲げる部局又は機関等(別表第8の2において「自衛隊の部隊等」という。)に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第8の2のとおりとする。

(看護教育)

第11条 省令本則の表9の項第2欄に掲げる部局又は機関等(別表第9において「自衛隊地区病院」という。)に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第9のとおりとする。

(技能及び労務)

第12条 省令本則の表10の項第1欄に規定する防衛大臣が定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 守衛、巡視等の監視、警備等の事務
- (2) 用務員、労務作業員等が従事する庁務又は労務に関する事務
- (3) 自動車運転手、車庫長等が従事する事務
- (4) 機械工作工、電工、大工、石工、印刷工、製図工、ガラス工、皮革工等が従事する製作、修理、加工等の事務
- (5) 建設機械操作手、ボイラー技士等が従事する機器の運転、操作、保守等の事務
- (6) 電話交換手が従事する事務
- (7) 理容師、美容師、調理師、裁縫手等が従事する家政的事務
- (8) えい船への乗り組み等に関する事務
- (9) 前各号に準ずる技能的な事務

2 省令本則の表10の項第2欄に掲げる部局又は機関等(別表第10において「全機関」という。)に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表第10のとおりとする。

(政策企画立案等支援)

第13条 省令本則の表11の項第2欄に掲げる部局又は機関等(別表第11において「防衛省本省又は防衛装備庁の内部部局」という。)に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と内部部局等の職制上の段階との関係は、別表第11のとおりとする。

(委任)

第14条 この訓令の施行に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

附 則

この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成26年法律第22号)の施行の日(平成26年5月30日)から施行する。

附 則(平成26年7月24日省訓令第40号)

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則(平成26年7月31日省訓令第60号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成26年7月31日省訓令第61号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月10日省訓令第20号)(抄)

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則(平成27年6月26日省訓令第27号)

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日省訓令第39号)(抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年11月27日省訓令第51号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日省訓令第4号)

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

附 則(平成28年3月28日省訓令第16号)

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓令第34号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月8日省訓令第53号）

この訓令は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（平成29年3月31日省訓令第28号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日省訓令第39号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年8月9日省訓令第50号）

この訓令は、平成29年8月9日から施行する。

附 則（平成29年12月27日省訓令第63号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓令第15号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓令第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日省訓令第36号）

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年10月17日省訓令第43号）

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日省訓令第5号）

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。ただし、第13条の規定は、同付
月22日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓令第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日省訓令第14号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年3月30日省訓令第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日省訓令第37号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日省訓令第57号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日省訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓令第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日省訓令第36号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年8月30日省訓令第54号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓令第10号）（抄）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓令第43号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日省訓令第10号）

この訓令は、令和5年3月16日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓令第38号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日省訓令第60号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和 5 年11月30日省訓令第108号）
この訓令は、令和 5 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月19日省訓令第13号）
この訓令は、令和 6 年 3 月21日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日省訓令第50号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月27日省訓令第266号）
この訓令は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月27日省訓令第310号）
この訓令は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

別表第1の1(第3条第1項関係)

標準的な官職	一般行政 内部部局等				
事務次官	事務次官 防衛審議官				
局長	局長 官房長				
次長	次長 政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官				
課長	大臣官房	防衛政策局	整備計画局	人事教育局	地方協力局
	課長 参事官 訟務管理官	課長 参事官	課長 建設制度官 施設整備官 提供施設計画官	課長 服務管理官 衛生官	課長
室長	室長 企画官 調整官 法令審査官 情報公開査察官 会計管理官	室長 企画官 グローバル戦略情報官	室長 企画官 調整官 防衛力整備計画官 施設整備業務管理官	室長 企画官 調整官 調査官	室長 企画官 調整官
部員	部員 班長 専門官(7級、6級、5級) 防衛省図書館長 防衛省図書館長補佐				
係長	係長 専門官 翻訳官 主任(3級)				
係員	係員 主任				

別表第1の2(第3条第2項関係)

内部部局等	一般行政 防衛人事審議会	
標準的な官職	標準的な官職	防衛人事審議会
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	監察官	再就職等監察官
部員		
係長		
係員		

別表第1の2の2(第3条第3項関係)

内部部局等	一般行政 防衛大学校等			
	標準的な官職	防衛大学校	防衛医科大学校	防衛研究所
標準的な官職				
事務次官				
局長	学校長	学校長	学校長	所長
次長	副校長	副校長	副校長	
課長	部長	部長	部長	部長
室長	課長 事務長	課長 事務長(8級) 病院事務部長	課長 事務長(8級) 病院事務部長	課長
	室長	室長 主任会計監査官 病院企画調整官	室長 主任会計監査官 病院企画調整官	室長 調査官
部員	課長補佐 室長補佐 事務長補佐 監査官 班長 専門官(5級) 企画・発信調整官	課長補佐 室長補佐 事務長補佐 事務長 監査官(5級) 調整官 専門官(6級、5級) 専門職(5級)	課長補佐 室長補佐 事務長補佐 事務長 監査官(5級) 調整官 専門官(6級、5級) 専門職(5級)	課長補佐 室長補佐 監査官 班長 専門官(5級)
係長	係長 専門官 調整官 主任(3級)	係長 専門官 主任(3級) 監査官 専門職	係長 専門官 主任(3級) 監査官 専門職	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員 主任	係員 主任 専門員	係員 主任 専門員	係員 主任

別表第1の3(第3条第4項関係)

内部部局等	一般行政 幕僚監部				
	標準的な官職	統合幕僚監部	陸上幕僚監部	海上幕僚監部	航空幕僚監部
標準的な官職					
事務次官					
局長					
次長	総括官	総括官			
課長	参事官	参事官			
室長	室長	室長 企画官 法務官 調整官	室長 班長	室長 班長(7級) 法務官 管理官(7級)	室長 班長(7級) 法務官
	専門官	専門官(6級、5級) グループ長 監査官 班長	専門官(6級、5級) 副監察官 隊史編さん官 補佐官 監査官	専門官(6級、5級) 副監察官 管理官 補佐官 隊史編さん官 班長	専門官(6級、5級) 計画官 管理官 補佐官 人事制度調査官 厚生援護官 FMS管理班長 会計監査官
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官 主任(3級) 隊史編さん官
係員	係員	係員 主任	係員 主任	係員 主任	係員 主任

別表第1の4(第3条第5項関係)

内部部局等 標準的な官職 事務次官 局長 次長 課長 室長 部員 係長 係員	一般行政 陸上総隊司令部等			
	標準的な官職	陸上自衛隊		
		陸上総隊司令部	方面總監部	師団司令部、旅団司令部
	室長	参事官	室長 参事官	
	専門官	専門官(5級) 管理官	専門官(6級、5級) 班長	
	係長	専門官	係長 専門官 主任(3級)	専門官
	係員	係員 主任		

別表第1の5(第3条第6項関係)

内部部局等 標準的な官職 事務次官 局長 次長 課長 室長 部員 係長 係員	一般行政 第5号陸上自衛隊部隊	
	標準的な官職	陸上自衛隊
		中央業務支援隊
	部長	部長
	科長	科長 工場長
	班長	班長 専門官(4級)
	係長	係長 専門官 主任(3級)
	係員	係員 主任

別表第1の6(第3条第7項関係)

内部部局等	一般行政 第6号陸上自衛隊部隊					
	標準的な官職	陸上自衛隊				
		システム通信団	中央情報隊	国際活動教育隊	中央会計隊	中央輸送隊
標準的な官職						
事務次官						
局長						
次長						
課長						
室長						
部員			科長		科長	
	科長					
係長		班長 専門官(5級、4級)	専門官(5級、4級)		班長	班長 専門官(5級、4級)
	班長					
係員	係長	係長 専門官 主任(3級)				
係員	係員	係員 主任				

別表第1の7(第3条第7項関係)

内部部局等	一般行政 第6号陸上自衛隊部隊	
	標準的な官職	陸上自衛隊
		駐屯地業務隊(陸上総隊司令部、方面總監部、師団司令部、旅団司令部、団本部、学校、補給処又は2以上の連隊若しくは群若しくはこれらに準ずる部隊)
標準的な官職		
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長		
部員		科長(6級、5級、4級)
	科長	
係長		班長 専門官(5級、4級)
	班長	
係員	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の8(第3条第7項関係)

内部部局等	一般行政 第6号陸上自衛隊部隊	
標準的な官職	標準的な官職	陸上自衛隊
事務次官	駐屯地業務隊(別表第1の7に掲げる駐屯地業務隊以外)	
局長		
次長		
課長		
室長		
部員	科長	科長(5級、4級)
係長	班長	班長 専門官(4級)
	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の9(第3条第8項関係)

内部部局等	一般行政 第7号陸上自衛隊部隊	
標準的な官職	標準的な官職	陸上自衛隊
事務次官	方面システム通信群、対馬警備隊後方支援隊、第372施設中隊、第382施設中隊、第304水際障害中隊、開発実験団装備実験隊	
局長		
次長		
課長		
室長		
部員	班長	班長
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の10(第3条第9項関係)

内部部局等		一般行政 地方総監部	
標準的な官職	標準的な官職	海上自衛隊	
		地方総監部	
事務次官			
局長			
次長			
課長			
室長	課長		
部員	室長		
	参事官		
部員	課長		
	専門官		
係長	専門官(5級)		
	係長		
係員	館長(佐世保地方総監部)		
	専門官		
係員	主任(3級)		
	係員		
主任	主任		
	係員		

別表第1の11(第3条第10項関係)

内部部局等		一般行政 自衛艦隊司令部等	
標準的な官職	標準的な官職	海上自衛隊	
		自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海隊群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部、通信隊群司令部	
	事務次官		
	局長		
	次長		
	課長		
室長			
部員			
係長	専門官	調整官(艦隊情報群司令部) 主任(3級)	
係員	係員	係員 主任	

別表第1の12(第3条第11項関係)

内部部局等	一般行政 第10号海上自衛隊部隊								
	標準的な官職	海上自衛隊							
標準的な官職		航空修理隊	電磁情報隊	海上システム開発隊	弾薬整備補給所	造修補給所	大湊衛生隊、舞鶴衛生隊、佐世保衛生隊	潜水医学実験隊	東京業務隊
事務次官									
局長									
次長									
課長									
室長	部長	部長				部長		部長	
部員	科長	科長 専門官(5級)			科長	科長 検査官 専門官(5級) ドック長	科長		科長 専門官(5級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)		専門官	係長 専門官 主任(3級)		係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任			係員 主任		係員 主任		係員 主任

別表第1の13(第3条第12項関係)

内部部局等	一般行政 第11号海上自衛隊部隊		
	標準的な官職	海上自衛隊	
標準的な官職		潜水艦基地隊、基地隊、教育隊、基地業務隊、システム通信隊、東京音楽隊	潜水艦教育訓練隊、対潜資料隊、航空プログラム開発隊、保全監査隊、下北海洋観測所
事務次官			
局長			
次長			
課長			
室長			
部員	科長		科長
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)	専門官
係員	係員	係員 主任	

内部部局等	一般行政 第12号海上自衛隊部隊				
標準的な官職	標準的な官職	海上自衛隊			
		整備補給隊	航空基地隊	航空隊 航空管制隊	小月教育航空隊
事務次官					
局長					
次長					
課長					
室長					
部員	専門官 (5級)	本部 専門官 (5級)	教官 (6級、5級)		
	班長 係長 専門官 主任 (3級)	教官			
	係員 主任				

別表第1の15(第3条第14項関係)

内部部局等	一般行政 航空総隊司令部等			
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊		
		航空総隊司令部、航空方面隊司令部	航空支援集団司令部、航空教育集团司令部	航空開発実験集団司令部
事務次官				
局長				
次長				
課長				
室長	課長	室長 参事官(航空総隊司令部)	課長 室長 参事官(航空支援集団司令部)	室長
部員	班長	班長 専門官(5級、4級) 補佐官	班長 専門官(4級) 補佐官 管理官(航空教育集团司令部)	班長 専門官(4級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)		
係員	係員	係員 主任		

別表第1の16(第3条第15項関係)

内部部局等	一般行政 航空団等			
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊		
		航空団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団、輸送航空隊、第11飛行教育団、航空教育隊	北部航空警戒管制団、南西航空警戒管制団、警戒航空団、航空救難団、航空戦術教導団、飛行開発実験団	第12飛行教育団
事務次官				
局長				
次長				
課長				
室長				
部員	班長	班長 専門官(5級、4級) 広報館長(第1航空団)		班長 専門官(4級) 教官(6級、5級、4級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)		係長 専門官 主任(3級) 教官
係員	係員	係員 主任		

別表第1の17(第3条第16項関係)

内部部局等	一般行政 第15号航空自衛隊部隊	
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊
		航空医学実験隊、航空安全管理隊
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	
部員	科長	
	係長 専門官 主任(3級)	
係長	係員 主任	

別表第1の18(第3条第17項関係)

内部部局等	一般行政 第16号航空自衛隊部隊	
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊
		航空中央業務隊
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	科長	
部員	班長 専門官(5級、4級)	
	係長 専門官 主任(3級)	
係長	係員 主任	

別表第1の19(第3条第18項関係)

内部部局等	一般行政 第17号航空自衛隊部隊			
	標準的な官職	航空自衛隊		
		高射群、電子開発実験群、宇宙作戦群、 航空システム通信隊	作戦情報隊	作戦システム運用隊、航空気象群、 教材整備隊
標準的な官職				
事務次官				
局長				
次長				
課長				
室長				
部員	班長	専門官(4級)(宇宙作戦群)	班長 調整官	班長
係長		係長 専門官 主任(3級)		
係員	係員	係員 主任		

別表第1の20(第3条第19項関係)

内部部局等	一般行政 自衛隊情報保全隊等		
	標準的な官職	自衛隊情報保全隊	自衛隊サイバー防衛隊
標準的な官職			
事務次官			
局長			
次長			
課長			
室長			
部員	専門官		専門官(5級)
係長	係長	専門官	専門官
係員	係員		係員 主任

別表第1の21(第3条第20項関係)

内部部局等	一般行政 学校	
	標準的な官職	統合幕僚学校
標準的な官職		
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	課長
部員	課長	班長 グループ長
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の22(第3条第20項関係)

内部部局等		一般行政 学校									
標準的な官職		標準的な官職	自衛隊体育学校	幹部候補生学校 富士学校 高射学校	情報学校	航空学校	施設学校	武器学校、需品学 校、衛生学校	輸送学校 高等工科学 校	小平学校	化学学校
事務次官											
局長											
次長											
課長											
室長	部長								部長		
部員	課長		課長		課長	課長	課長		課長		
	班長		班長 管理官 (富士学校) 専門官(5級) (富士学校) 専門官(4級)	班長 教官(5級、4級)	班長 専門官(5級、4級) 班長(霞ヶ浦校) 班長(宇都宮校) 専門官(4級) (宇都宮校)	班長 教官(6級、5級、4級) 専門官(4級)	班長 教官 専門官(4級)		班長 教官(6級、5級、4級) 専門官(4級)		
係長	係長	係長	係長 専門官 主任(3級)	主任(3級) 教官 操縦教材管理専門官	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官 主任(3級) 教官	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官	係長 専門官 主任(3級) 教官	係長 専門官 主任(3級) 教官	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任									

別表第1の22の2(第3条第20項関係)

内部部局等	一般行政 学校	
標準的な官職	標準的な官職	陸上自衛隊
		システム通信・サイバー学校
課長		
室長	副部長	
部員	課長	課長
	班長	班長 教官 専門官(5級、4級)
	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の23(第3条第20項関係)

内部部局等	一般行政 学校					
	海上自衛隊					
標準的な官職	標準的な官職	幹部学校 第3術科学校	幹部候補生学校	第1術科学校	第2術科学校	第4術科学校
事務次官						
局長						
次長						
課長						
室長	部長				部長	
	課長	課長	主任教官(6級)	課長	課長	
部員	班長			専門官(5級)		教官(5級)
	係長	係長 教官 専門官 主任(3級)				
係員	係員	係員 主任				

別表第1の24(第3条第20項関係)

内部部局等	一般行政 学校						
	標準的な官職	航空自衛隊					
		幹部学校	幹部候補生学校	第1術科学校	第3術科学校	第4術科学校	第5術科学校
標準的な官職							
事務次官							
局長							
次長							
課長							
室長	部長						
	課長	課長	課長 科長		課長	課長	
部員	班長	班長 計画官 教官(6級、5級、4級) 研究員(4級) 専門官(4級) 管理官 研究官 分析官 図書館長	班長 教官(5級、4級) 専門官(5級)	班長 教官(4級)	班長 教官(6級、5級、4級) 専門官(5級)	班長 専門官(5級)	班長 教官(6級、5級、4級)
	係長	係長 専門官 主任(3級) 教官 研究員					
係員	係員	係員 主任					

別表第1の25(第3条第21項関係)

内部部局等	一般行政 補給処	
	標準的な官職	陸上自衛隊
標準的な官職	標準的な官職	北海道補給処、東北補給処、関東補給処、関西補給処、九州補給処
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	
部員	課長	課長 工場長(関東補給処)
	班長	班長 管理官 専門官(6級、5級、4級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の26(第3条第21項関係)

内部部局等		一般行政 補給処			
		陸上自衛隊			
標準的な官職	標準的な官職	苗穂支処、日高弾薬支処、安平弾薬支処、白老弾薬支処、反町弾薬支処、吉井弾薬支処、朝日燃料支処、三軒屋弾薬支処、健軍支処、大分弾薬支処、富士弾薬出張所	近文台弾薬支処、多田弾薬支処、沼田弾薬支処、足寄弾薬支処、近文台燃料支処、早来燃料支処、多賀城燃料支処、祝園弾薬支処、富野弾薬支処、鳥栖燃料支処、富士燃料出張所	松戸支処 古河支処 用賀支処	桂支処
事務次官					
局長					
次長					
課長					
室長	部長				
部員	課長			課長 工場長	課長
	班長	班長		班長 管理官 専門官(5級、4級)	班長 専門官(5級、4級)
係長					
	係長	係長 専門官 主任(3級)			
係員	係員	係員 主任			

別表第1の27(第3条第21項関係)

内部部局等	一般行政 補給処	
	標準的な官職	海上自衛隊
標準的な官職		艦船補給処、航空補給処
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	部長
部員	課長	課長
	班長	班長 専門官(5級)
	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の28(第3条第21項関係)

内部部局等	一般行政 補給処	
	標準的な官職	海上自衛隊
標準的な官職		航空補給処下総支処
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	部長
部員	課長	課長
	班長	班長
	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の29(第3条第21項関係)

内部部局等	一般行政 補給処	
	標準的な官職	航空自衛隊
		第2補給処、第3補給処、第4補給処
標準的な官職		
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	
部員	課長	課長
	班長	班長 専門官(6級、5級、4級) 管理官 計画官
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の30(第3条第21項関係)

内部部局等	一般行政 補給処				
	標準的な官職	航空自衛隊			
		十条支処	高蔵寺支処	東北支処	木更津支処
標準的な官職					
事務次官					
局長					
次長					
課長					
室長	部長				
部員	課長	課長	課長	課長	課長
	班長	班長 専門官(5級、4級) 計画官	班長	班長 専門官(4級)	班長 専門官(5級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)			
係員	係員	係員 主任			

別表第1の31(第3条第22項関係)

一般行政 自衛隊病院		
内部部局等		
標準的な官職	標準的な官職	自衛隊中央病院
事務次官		
局長		
次長	病院長	病院長
課長	部長	部長
室長	課長	課長 職業能力開発センター長
部員	班長	班長 専門官(5級) 研究員 教官(4級)
係長	係長	係長 教官 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の32(第3条第22項関係)

一般行政 自衛隊病院					
内部部局等					
標準的な官職	標準的な官職	自衛隊札幌病院	自衛隊仙台病院、自衛隊阪神病院、 自衛隊福岡病院、自衛隊熊本病院	自衛隊富士病院	自衛隊那覇病院
事務次官					
局長					
次長	病院長				
課長	部長				
室長	課長				
部員	班長	班長 専門官(4級)	班長		
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官 主任(3級)	係長 専門官	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任			

別表第1の33(第3条第22項関係)

内部部局等	一般行政 自衛隊病院	
標準的な官職	標準的な官職	自衛隊横須賀病院、自衛隊呉病院
事務次官		
局長		
次長	病院長	
課長	部長	
室長		課長
	課長	
部員	班長	
係長	係長	係長 専門官
係員	係員	係員 主任

別表第1の34(第3条第22項関係)

内部部局等	一般行政 自衛隊病院	
標準的な官職	標準的な官職	自衛隊入間病院
事務次官		
局長		
次長	病院長	
課長	部長	
室長	部長	
	課長	
部員	課長	
	班長	
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の35(第3条第23項関係)

内部部局等	一般行政 自衛隊地方協力本部	
標準的な官職	標準的な官職	自衛隊地方協力本部
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	本部長	本部長
	副本部長	副本部長
部員	課長	課長
	専門官	専門官(5級)
	係長	係長 専門官 副所長 調整官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の36(第3条第24項関係)

内部部局等	一般行政 教育訓練研究本部	
標準的な官職	標準的な官職	陸上自衛隊
		教育訓練研究本部
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長		
部員	課長	課長
	班長	班長 研究員 専門官(4級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の37(第3条第25項関係)

内部部局等	一般行政 補給統制本部等	
標準的な官職	標準的な官職	陸上自衛隊
		補給統制本部
事務次官		
局長		
次長		
課長	部長	
室長	課長	課長 室長
部員	班長	班長 調整官 専門官(5級、4級)
係長	係長	係長 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の38(第3条第25項関係)

内部部局等	一般行政 補給統制本部等	
標準的な官職	標準的な官職	海上自衛隊
		補給本部
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	部長
	課長	課長 検査官 情報管理専門官 会計監査調整官
部員	班長	班長 専門官(5級、4級)
係長	係長	係長 副会計監査官 専門官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の39(第3条第25項関係)

内部部局等	一般行政 補給統制本部等	
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊 補給本部
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	
	課長	
部員	班長	課長 職員人事管理室長 法務官
	係長	班長 専門官(6級、5級、4級) 計画官 人事管理官 經理補佐官
係員	係員	係長 専門官 主任(3級)
		係員 主任

別表第1の40 削除

別表第1の41 削除

別表第1の42 削除

別表第1の43 削除

別表第1の44 (第3条第26項関係)

内部部局等	一般行政 防衛監察本部	
標準的な官職	標準的な官職	防衛監察本部
事務次官		
局長	防衛監察監	防衛監察監
次長	副監察監	副監察監
課長	課長	課長 統括監察官
室長	室長	室長 班長
部員	課長補佐	課長補佐 室長補佐 専門官(5級) 調査官(5級)
係長	係長	係長 専門官 調査官
係員	係員	係員 主任

別表第1の45(第3条第27項関係)

内部部局等		一般行政 地方防衛局							
		地方防衛局							
標準的な官職		北海道防衛局	東北防衛局	北関東防衛局	南関東防衛局	近畿中部防衛局	中国四国防衛局	九州防衛局	沖縄防衛局
事務次官									
局長									
次長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長
課長	次長	次長		次長	次長	次長 東海防衛支局長		次長 熊本防衛支局長 長崎防衛支局長	次長
	部長	部長 帯広防衛支局長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長
室長	部次長	部次長	部次長	部次長	部次長 労務管理官	部次長 東海防衛支局 次長	部次長	部次長	部次長 労務管理官
	課長	課長 監査官 報道官 室長	課長 監査官 報道官 監督官(6級) 室長	課長 監査官(7級) 報道官 監督官(6級) 訟務官 室長	課長 監査官(7級) 報道官 訟務官 監督官(6級) 労務対策官 室長	課長 監査官(7級) 報道官 訟務官 室長	課長 監査官(7級) 報道官 監督官(6級) 室長	課長 監査官 報道官 監督官(6級) 室長 長崎防衛支局 課長 熊本防衛支局 課長 調整官 計画官	課長 監査官 訟務官 調達調整官 労務対策官 室長
	帯広防衛支局 課長 次長 計画官					東海防衛支局 課長 検査官 報道官			
部員	課長補佐 室長補佐 調整官 監督官 専門官 監理官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 調整官 監理官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 管理官 監査官 検査官 調整官 対策官 監理官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 管理官 監査官 検査官 調整官 監理官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 管理官 監査官 検査官 調整官 監理官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 管理官 監査官 検査官 監理官 東海防衛支局 課長補佐 専門官 管理官 監査官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 監査官 検査官 監理官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 監理官 長崎防衛支局 監査官 専門官 熊本防衛支局 課長補佐 計画官補佐 監督官 専門官	課長補佐 室長補佐 専門官 監督官 監理官
	係長	係長							
係員	係員	係員 主任							

別表第1の46(第3条第28項関係)

内部部局等	一般行政 第32号地方防衛事務所			
	地方防衛局			
標準的な官職	標準的な官職	三沢防衛事務所、横田防衛事務所、横須賀防衛事務所、岩国防衛事務所、佐世保防衛事務所	富士防衛事務所	名護防衛事務所
事務次官				
局長				
次長				
課長				
室長	所長	所長	所長	所長
部員	課長	課長 次長 労務対策官(三沢防衛事務所、横田防衛事務所、岩国防衛事務所、佐世保防衛事務所) 専門官	課長 専門官	課長 監督官 次長 課長補佐 専門官
係長	係長	係長		
係員	係員	係員 主任		

別表第1の47(第3条第29項関係)

内部部局等	一般行政 第33号地方防衛事務所		
	地方防衛局		
標準的な官職	標準的な官職	千歳防衛事務所、百里防衛事務所、前橋防衛事務所、千葉防衛事務所、新潟防衛事務所、座間防衛事務所、吉田防衛事務所、浜松防衛事務所、小松防衛事務所、京都防衛事務所、美保防衛事務所、津山防衛事務所、高松防衛事務所、別府防衛事務所、宮崎防衛事務所、鹿児島防衛事務所	
事務次官			
局長			
次長			
課長			
室長	所長	所長	
部員	次長	次長 専門官	
係長	係長	係長	
係員	係員	係員 主任	

別表第1の48(第3条第30項関係)

内部部局等		一般行政 第34号地方防衛事務所			
標準的な官職	標準的な官職	地方防衛局			
		郡山防衛事務所	宇都宮防衛事務所	舞鶴防衛事務所 玉野防衛事務所	岐阜防衛事務所
事務次官					
局長					
次長					
課長					
室長	次長	次長	次長	次長	
	監査官	監査官 検査官		監査官	
部員	監査官				
	係長				
係長	係長				
係員	係員	係員 主任			

別表第1の49(第3条第31項関係)

内部部局等	一般行政 出張所	
	標準的な官職	地方防衛局
標準的な官職		北関東防衛局小笠原出張所、沖縄防衛局那覇出張所、沖縄防衛局金武出張所
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長		
部員	所長	所長
係長	係長	係長 専門官
係員	係員	係員 主任

別表第1の50(第3条第32項関係)

内部部局等	一般行政 防衛装備庁の内部部局等	
標準的な官職	標準的な官職	防衛装備庁 内部部局等
事務次官	長官	長官
局長	防衛技監	防衛技監
次長	部長	装備官 審議官
課長	課長	課長 参事官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 計画官 監理官 技術振興官 原価管理官 調達官
室長	室長	室長 管理官 班長(7級) 官補佐(7級) 企画官 調整官 総括官(7級) 人材育成センター長 服務指導官
部員	課長補佐	課長補佐 官補佐 室長補佐 補佐官(6級、5級) 班長 監察監査管理官 監察監査官 専門官(6級、5級) 検査官 総括官
係長	係長	係長 専門官 補佐官 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第1の51(第3条第33項関係)

内部部局等	一般行政 研究所	
標準的な官職	標準的な官職	防衛装備庁 研究所
事務次官		
局長		
次長	所長	研究所長
課長	部長	部長(航空装備研究所)
室長	課長	課長 総務・会計ユニット長(防衛イノベーション科学技術研究所) プログラム管理官(防衛イノベーション科学技術研究所)
部員	課長補佐	課長補佐 サテライト長補佐(岩国海洋環境試験評価サテライト) 専門官(6級、5級) ユニット長補佐(防衛イノベーション科学技術研究所)
係長	係長	(土浦支所、新島支所、川崎支所、岩国海洋環境試験評価サテライト、飯岡支所含む) 係長 班長 主任(3級) 専門官
係員	係員	係員 主任

別表第1の52(第3条第34項関係)

内部部局等	一般行政 試験場	
標準的な官職	標準的な官職	防衛装備庁 試験場
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長		
部員	副場長	副場長
係長	班長	班長 主任(3級)
係員	係員	係員 主任

別表第2の1(第4条第1項関係)

内部部局等	研究 内部部局	
標準的な官職	標準的な官職	内部部局
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	班長	防衛能力分析班長 防衛能力評価官
	上席主任研究官	上席主任研究官
部員	主任研究官	主任研究官
係長		
係員		

別表第2の2(第4条第2項関係)

内部部局等	研究 防衛研究所	
標準的な官職	標準的な官職	防衛研究所
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	研究幹事	研究幹事
	部長	部長 戦史研究センター長 特別研究官
部員	研究室長	研究室長 史料室長 政策シミュレーション室長
	主任研究官	主任研究官 調整官
係長		
係員	研究員	研究員 研究補助員

別表第2の3(第4条第3項関係)

内部部局等	研究 幕僚監部				
	標準的な官職	統合幕僚監部	陸上幕僚監部	海上幕僚監部	航空幕僚監部
	標準的な官職				
	事務次官				
	局長				
課長	次長				
	課長				
室長	室長		分析企画官	室長 分析企画官	室長 分析企画官
	総括主任研究官	総括主任研究官		総括主任研究官 分析主任研究官(研5級)	総括主任研究官 分析主任研究官(研5級)
部員	主任研究官	主任研究官 専門官 研究係 研究員(研3級)	主任研究官	分析主任研究官	分析主任研究官 主任研究官
係長					
係員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員

別表第2の4(第4条第4項関係)

内部部局等	研究 自衛艦隊司令部等			
	標準的な官職	海上自衛隊		航空自衛隊
		自衛艦隊司令部	艦隊情報群司令部	航空総隊司令部 航空開発実験集団司令部
	標準的な官職			
	事務次官			
課長	局長			
	次長			
室長	課長			
	室長	総括主任研究官		主任研究官
部員	総括主任研究官			
	主任研究官	分析主任研究官		主任研究官
係長				
係員	研究員	研究員	研究員	研究員

別表第2の5(第4条第5項関係)

内部部局等	研究 自衛隊の部隊	
	標準的な官職	海上自衛隊
		対潜資料隊
標準的な官職		
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	
部員		
係長	主任研究官	主任研究官
係員		
	研究員	研究員

別表第2の6(第4条第5項関係)

内部部局等		研究 自衛隊の部隊					
標準的な官職	標準的な官職	陸上自衛隊		海上自衛隊	航空自衛隊		自衛隊サイバー防衛隊
		国際活動教育隊	開発実験団	海上システム開発隊、保全監査隊、潜水医学実験隊	作戦システム運用隊	航空戦術教導団、飛行開発実験団、電子開発実験群、宇宙作戦群、航空システム通信隊	
事務次官							
局長							
次長							
課長							
室長							
	部長			部長(海上システム開発隊)		主任研究官(研5級)	
部員	主任研究官		主任研究官	主任研究官	技術調整官	主任研究官 研究員(研3級)	主任研究官 技術研究官 企画専門官
係長							
係員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員 開発研究官

別表第2の7(第4条第6項関係)

内部部局等	研究 航空医学実験隊	
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊
		航空医学実験隊
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	部長 研究企画官
部員	科長	科長 主任研究官(研5級)
係長	主任研究官	主任研究官 研究員(研3級)
係員	研究員	研究員

別表第2の8(第4条第7項関係)

内部部局等	研究 第7号航空自衛隊部隊	
標準的な官職	標準的な官職	航空自衛隊
		航空安全管理隊
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	部長	部長
部員	主任研究官	主任研究官
係長		
係員	研究員	研究員

別表第2の9(第4条第8項関係)

内部部局等	研究 学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部							
	標準的な官職	統合幕僚学校	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	陸上自衛隊		海上自衛隊
			システム通信・サイバー学校、化学学校	幹部学校	幹部学校	教育訓練研究本部	補給統制本部	補給本部
事務次官								
局長								
次長								
課長								
室長								
	総括主任研究官	総括主任研究官				総括主任研究官		
部員		主任研究官	主任研究官 研究員(研3級)	技術調整官	主任研究官 研究員(研3級)	主任研究官 研究員(研3級)	主任研究官 研究員(研3級)	分析主任研究官
	主任研究官							
係長								
係員	研究員	研究員	研究員(化学学校)		研究員	研究員	研究員	研究員

別表第2の10(第4条第9項関係)

内部部局等	研究 防衛装備庁の内部部局	
標準的な官職	標準的な官職	防衛装備庁
		内部部局
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	革新技術戦略官	革新技術戦略官
	装備開発官	計画室長 装備開発官 高速滑空弾開発室長 設計管理官 主任設計官 事業計画調整官 企画官 耐空性監査室長
	室長	室長 副室長(研5級) 班長(研5級)
部員	主任研究官	主任研究官 副室長 副主任設計官 専門官(研3級) 班長 補佐官 管理官 情報システム企画官 研究開発システム調整官 国際技術調査官 技術振興連携室室長補佐
係長		
係員	研究員	研究員 専門官 研究補助員

別表第2の11(第4条第10項関係)

内部部局等	研究 研究所					
標準的な官職	標準的な官職	防衛装備庁				
		航空装備研究所	陸上装備研究所	艦艇装備研究所	新世代装備研究所	防衛イノベーション 科学技術研究所
事務次官						
局長						
次長						
課長						
室長	部長	部長 研究企画官 プロジェクト調整官 特別研究官 土浦支所長	部長 研究企画官 プロジェクト調整官 特別研究官	部長 研究企画官 プロジェクト調整官 特別研究官 川崎支所長 岩国海洋環境試験評価サテライト長	部長 研究企画官 プロジェクト調整官 特別研究官 飯岡支所長	ユニット長 研究統括官 研究管理官
	室長	室長 研究調整官 分析官 土浦支所 試験室長	室長 研究調整官 分析官	室長 研究調整官 技術分析・調整官 川崎支所 電磁気研究室長 岩国海洋環境試験評価サテライト 無人航走体評価研究室長	室長 研究調整官 分析官 飯岡支所 電磁特性研究室長	総括主任研究官
	主任研究官	主任研究官 副室長 土浦支所 試験室 主任研究官	主任研究官	主任研究官 副室長 川崎支所 電磁気研究室 主任研究官 岩国海洋環境試験評価サテライト 無人航走体評価研究室 主任研究官	主任研究官 副室長 飯岡支所 電磁特性研究室 主任研究官	主任研究官
係長						
係員	研究員	研究員 研究補助員	研究員 研究補助員	研究員 研究補助員	研究員 専門官 研究補助員	研究員

別表第2の12(第4条第11項関係)

内部部局等	研究 試験場	
標準的な官職	標準的な官職	防衛装備庁
		試験場
事務次官		
局長		
次長		
課長		
室長	試験場長	試験場長
部員	班長	班長(研4級)
	主任研究官	主任研究官 班長
係長	研究員	研究員
係員		

別表第3の1(第5条第1項関係)

研修又は教育 防衛大学校	
標準的な官職	防衛大学校
学群長	学群長 先端学術推進機構長 総合情報図書館長 部長 センター長 学術情報官 研究科長 入試統括官
学科長	学科長 部門長 部門員(教(一)4級) 室長 教授
准教授	准教授 部門員 調整官 入試統括官付調査官 講師 助教

別表第3の2(第5条第2項関係)

研修又は教育 防衛医科大学校	
標準的な官職	防衛医科大学校
部長	部長(病院診療科及び診療施設) センター長 医学教育開発官 図書館長 看護学科長 病院副院長 教授
副部長	副部長(病院診療科及び診療施設) 准教授
講師	講師 助教

別表第3の3(第5条第3項関係)

研修又は教育 陸上自衛隊高等工科学校	
標準的な官職	陸上自衛隊高等工科学校
副校長	副校長
主任教官	主任教官
教官	教官

別表第4(第6条関係)

医療 防衛大学校及び自衛隊病院		
標準的な官職	防衛大学校	自衛隊病院
室長	健康管理室長 医務室長	医長(自衛隊中央病院)
医師	医官	医官(自衛隊地区病院)

別表第5(第7条関係)

調剤 防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊等						
標準的な官職	防衛大学校	防衛医科大学校	舞鶴衛生隊、佐世保衛生隊	陸上自衛隊各補給処	自衛隊病院	陸上自衛隊補給統制本部
部長		薬剤部長				
副部長		薬剤部副部長				
薬剤主任	主任薬剤師	主任薬剤師(医(二)5級)		薬品包装班長 (用賀支処)	調剤主任 (自衛隊中央病院) 薬剤主任 (自衛隊地区病院)	
薬剤師		主任薬剤師 薬剤師	薬剤師	薬剤師	主任薬剤師 薬剤師	研究主任

別表第6(第8条関係)

栄養管理 防衛大学校、防衛医科大学校及び自衛隊の部隊等						
標準的な官職	防衛大学校	防衛医科大学校	陸上幕僚監部	方面総監部	自衛隊中央病院	左記以外の自衛隊の部隊等
栄養管理主任	栄養管理専門官	主任栄養士(医(二)5級)		栄養専門官	主任栄養士(医(二)5級)	
栄養士	栄養士	主任栄養士 栄養士	栄養専門官	栄養士	主任栄養士 栄養士	主任栄養士 栄養士 栄養管理主任

別表第7の1(第9条第1項関係)

その他医療技術 防衛大学校及び防衛医科大学校		
標準的な官職	防衛大学校	防衛医科大学校
技師長		技師長
副技師長		副技師長
主任技師	主任技師等(医(二)4級、医(二)3級)	主任技師等(医(二)4級、医(二)3級)
技師	歯科衛生士(医(二)2級)	技師等(医(二)2級、医(二)1級)

(注) この表における「主任技師等」及び「技師等」とは、職務の種類が、第2条第5号に規定する医療、同条第6号に規定する調剤又は同条第7号に規定する栄養管理に含まれない診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士などの医療技術者をいう。

別表第7の2(第9条第2項関係)

その他医療技術 自衛隊の部隊等						
標準的な官職	陸上自衛隊の部隊等	海上自衛隊の部隊等	航空自衛隊の部隊等	自衛隊体育学校	自衛隊中央病院	自衛隊地区病院
技師長					臨床検査技師長 診療放射線技師長 心理療法士長	
主任技師	主任臨床心理士 (医(二)4級、医(二)3級)	主任技師等 (医(二)4級、医(二)3級)	主任技師等(医(二)3級)		主任技師等 (医(二)4級、医(二)3級)	主任技師等 (医(二)4級、医(二)3級)
技師	技師等 (医(二)2級、医(二)1級) 臨床心理士	技師等 (医(二)2級、医(二)1級)	技師等	技師等	技師等 (医(二)2級、医(二)1級)	技師等

(注) この表における「主任技師等」及び「技師等」とは、職務の種類が、第2条第5号に規定する医療、同条第6号に規定する調剤又は同条第7号に規定する栄養管理に含まれない診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士などの医療技術者をいう。

別表第8の1(第10条第1項関係)

看護 防衛大学校及び防衛医科大学校		
標準的な官職	防衛大学校	防衛医科大学校
部長		病院看護部長
副部長		病院看護部 副部長 病院地域連携室 副室長
看護師長	看護師長	看護師長
副看護師長	副看護師長	副看護師長
看護師	看護師	看護師

別表第8の2(第10条第2項関係)

看護 自衛隊の部隊等		
標準的な官職	自衛隊の部隊等	自衛隊地区病院
課長	科長	課長
看護師長	看護師長	看護師長 主任看護師
看護師	看護師	看護師

別表第9(第11条関係)

看護教育 自衛隊地区病院	
標準的な官職	自衛隊地区病院
教官	教官

別表第10(第12条第2項関係)

技能及び労務 全機関											
標準的な官職	内部部局	防衛大学校	防衛医科大学校	防衛研究所	統合幕僚監部 統合幕僚学校 (自衛隊サイバー防衛隊を含む。)	陸上自衛隊 (陸上幕僚監部及び陸上自衛隊に置かれる機関を含む。)	海上自衛隊 (海上幕僚監部及び海上自衛隊に置かれる機関を含む。)	航空自衛隊 (航空幕僚監部及び航空自衛隊に置かれる機関を含む。)	防衛監察本部	地方防衛局	防衛装備庁
職長	車庫長 副車庫長				統合幕僚学校 車両係長	交換長 交換直長 副交換長 班長(電話交換) 班長(一般技能) 係長(一般技能) 係長(家政) 組長 消防長 守衛長	係長(電話交換) 係長(一般技能) 係長(守衛) 主任 (行(二)5級、行(二)4級)	班長(一般技能) 班長(家政) 係長(一般技能) 係長(家政) 厨房長 調理長 主任(行(二)4級) 歩哨犬訓練指導官	会計係主任		係長 車両係主任 工作主任
係員	車庫組長 技能労務職員	係員 主任	係員 技能職員	企画部総務課 総務・管理係	自衛隊サイバー防衛隊 施設警備班施設係	技能労務職員 主任	主任 交換手 技能職員 守衛員	主任 技能職員		技能職員	係員 班員 技能労務職員

別表第11(第13条関係)

内部部局等	政策企画立案等支援 内部部局		
標準的な官職	標準的な官職	防衛省本省の内部部局	防衛装備庁の内部部局
次長	特別分析官		
課長	特別分析官		
室長	分析官		
部員	分析官		